

○砺波市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱

平成17年 6 月28日

告示第94号

改正 平成18年 5 月30日告示第74号

平成19年 9 月26日告示第129号

平成22年 3 月31日告示第54号

平成23年 3 月31日告示第48号

平成24年 3 月29日告示第44号

平成25年 3 月26日告示第40号

平成26年 9 月29日告示第115号

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波市補助金等交付規則(平成16年砺波市規則第31号)第26条の規定に基づき、木造住宅耐震改修支援事業費補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法により、地震に対する安全性を診断すること
- (2) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画と補強方法による耐震改修
- (3) 部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満の住宅について、主たる居室などの住宅の一部に限定して改修を行う工事で、市長が別に定める技術基準に適合させる耐震改修
- (4) 一般診断法表等 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」診断表又は「精密診断法」診断表その他市長がこれらに準ずると認めるもの
- (5) 旧基準木造住宅 次に該当する木造住宅その他市長が認めた木造住宅
 - ア 一戸建てのもの
 - イ 建物の過半が昭和56年 5 月31日以前に着工したもの
 - ウ 階数が2以下のもの

エ 在来軸組工法によるもの

(6) 助成額 第3条第3号に規定する耐震改修を行った者に対する第6条に規定する額

(事業対象者)

第3条 この事業の対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 旧基準木造住宅を所有する者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する耐震改修を実施する者であること。

ア 耐震診断において、総合判定が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、1.0以上とする耐震改修（ただし、部分耐震改修に対する補助金の交付を受けた住宅を除く。）

イ 耐震診断において、総合判定が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について実施する部分耐震改修

ウ その他市長が認めた耐震改修

(補助金の交付)

第4条 市長は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、地域住宅計画に基づき前条に規定する事業対象者が実施する木造住宅耐震改修事業に必要な経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市税等の滞納がある場合は、補助金を交付しないものとする。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金交付の対象経費は、第3条第1項第3号に規定する耐震改修のいずれかに要する費用に対して補助するものとする。

(補助金の額)

第6条 耐震改修に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 補助金の額は、耐震改修に要する費用に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、1件当たりの額が600,000円を超える場合は、600,000円とする。

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 助成額の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて同項第1号の額を交付するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 改修工事前の一般診断法表等
 - (4) 改修工事後の一般診断法表等(予定)
 - (5) 耐震改修工事費等見積書
 - (6) 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したことが確認できる書面の写し
- (交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請の内容を審査し補助金の交付を決定したときは、申請者に対し速やかに木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助事業の内容を著しく変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

2 その他補助金の交付の決定する場合に、市長が定めた条件を守らなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、この事業が完了したときは、木造住宅耐震改修支援事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了後14日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第6号)
 - (2) 収支決算書(様式第7号)
 - (3) 改修工事後の一般診断法表等(交付申請時と同じ場合は不要)
 - (4) 工事請負契約書の写し
 - (5) 耐震改修に要した費用の支払いが確認できる書面の写し
 - (6) 補強部位の写真
- (補助金の交付の請求)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の実績報告とあわせて、木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付請求書(様式第8号)

に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定通知書の写し
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める書類
- (その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年6月28日から施行する。

(施行期間)

- 2 この要綱は、平成17年度から適用する。

附 則(平成18年5月30日告示第74号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月26日告示第129号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第54号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第48号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日告示第44号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日告示第40号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月29日告示第115号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

年 月 日

木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書

砺波市長 あて

申請者 住所

氏名

印

年度において、木造住宅耐震改修支援事業費補助金の交付を受けたいので、砺波市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金等申請額 円
- 2 改修工事着手年月日 年 月 日
- 3 改修工事完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 改修工事前の一般診断法表等
 - (4) 改修工事後の一般診断法表等(予定)
 - (5) 耐震改修工事費等見積書
 - (6) 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したことが確認できる書面の写し
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

担当課所見 (申請者において記入しないこと)

- ・補助金等支出の適否 [適 ・ 否]
- ・補助申請額算定根拠 [補助率2/3、最高限度額]
- 審査事項チェック 補助対象経費 市税等納付状況

様式第2号(第7条関係)

事業計画書

住 宅	所在地	
	建築年月	年 月
	建て方	・一戸建て
	階数	・1階建て ・2階建て
	工法	・在来軸組工法
	延べ面積	平方メートル
診 断 者	氏 名	
	資 格	・一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士
	登 録 番 号	No.
改修工事前のIw値		
改修工事後のIw値		
工事予定期間		年 月から 年 月まで

様式第3号(第7条関係)

収 支 予 算 書

歳入予算

(単位：円)

区 分	金 額
市補助金	
借入金	
その他	
計	

歳出予算

(単位：円)

区 分	金 額
計	

様式第4号(第8条関係)

砺波市指令 第 号

申請者

木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砺波市木造住宅耐震改修支援事業費補助金については、砺波市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

年 月 日

砺波市長



1 交付決定額 円

2 改修工事に要する経費 円

3 補助の対象となる
改修工事の内容

4 交付条件

- ① 交付された補助金は、住宅耐震改修工事以外に使用してはならない。
- ② ①に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- ③ 住宅改修の内容を著しく変更するときは、直ちに届け出て、承認を受けなければならない。
- ④ 住宅耐震改修工事が完了した場合は、14日以内に実績報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

年 月 日

木造住宅耐震改修支援事業費補助金実績報告書

砺波市長 あて

申請者 住所
氏名

印

年 月 日付け砺波市指令第 号で交付決定されました木造住宅耐震改修支援事業に係る工事が完了したので書類を添えて報告します。

1 交付決定年月日	年 月 日
2 交付決定金額	円
3 工事費	円
4 工事着手年月日	年 月 日
5 工事完了年月日	年 月 日
添付書類	1 事業実績書(様式第6号) 2 収支決算書(様式第7号) 3 改修工事後の一般診断法表等(交付申請時と同じ場合は不要。) 4 工事請負契約書の写し 5 耐震改修に要した費用の支払いが確認できる書面の写し 6 補強部位の写真

様式第6号(第10条関係)

事業実績書

住 宅	所在地	
	建築年月	年 月
	建て方	・一戸建て
	階数	・1階建て ・2階建て
	工法	・在来軸組工法
	延べ面積	平方メートル
診 断 者	氏 名	
	資 格	・一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士
	登録番号	No.
改修工事後のIw値		
工事実施期間		年 月から 年 月まで

収支決算書

歳入決算

(単位：円)

区 分	金 額
市補助金	
借入金	
その他	
計	

歳出決算

(単位：円)

区 分	金 額
計	

年 月 日

木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付請求書

砺波市長 あて

請求者 住所
氏名 ⑩

砺波市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱に基づき、次のとおり請求します。

指令年月日 年 月 日	指令番号 砺波市指令 第 号
補助年度 年度	補助金の名称 木造住宅耐震改修支援事業費補助金
補助事業の名称 木造住宅耐震改修支援事業	
補助金交付決定通知額 円	
既交付額 円	交付年月日 年 月 日
今回交付請求額 円	未交付額 円
添付書類 1 補助金交付決定通知書の写し 2 その他	上記補助金については、口座振替の方法により受領したいので、次へ振込みされるよう申し出ます。 金融機関名 _____ 口座番号 普通・当座預金 _____ 口座名義人名 _____

様式第 1 号(第 7 条関係)

様式第 2 号(第 7 条関係)

様式第 3 号(第 7 条関係)

様式第 4 号(第 8 条関係)

様式第 5 号(第 10 条関係)

様式第 6 号(第 10 条関係)

様式第 7 号(第 10 条関係)

様式第 8 号(第 11 条関係)